

朝日小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日制定

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの子ども被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から小さな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していくことが大切である。

何より学校は、子どもが教職員や周りの友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。子ども一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように教育活動に取り組んでいく。そうした中で、子どもの自己肯定感や自己有用感を育み、友達と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ対策委員会の組織と役割

本校では、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの小さな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、主査、生徒指導主事、学年主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、関係職員、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ① 定期的開催する学年主任会や生徒指導部会、月1回開催する職員会議において、心配な子どもの状況を報告し、全職員共通理解のもとで指導にあたる。
- ② いじめアンケートや教育相談の結果の集約や分析、対策の検討を行い、有効ないじめ防止対策に努める。
- ③ いじめ防止モニター会議、PTA実行委員会、三者懇談会、学校評価アンケート等を行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ① 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ② いじめが起らない学校づくりについて、児童会中心に推進していくことを共通理解する。

(3) 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ① 児童会を中心に、いじめ防止の活動を積極的に企画、推進する。
- ② 随時、学校だよりやホームページ、PTA地区委員会等を通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。

(4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ① いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確

な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ② 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ③ 問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導と支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 「いじめゼロの朝日っ子」をめざした児童会活動を中心に、いじめが起らない学校づくりを積極的に企画、推進する。
- ② 「よかったこと見つけ」を行い、子ども同士の関わりをもたせる中で、お互いを認め合い、共に成長していく温かな学級づくりを進める。
- ③ 子どもの活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ④ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動に積極的に取り組み、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ⑤ 情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（年5回）し、子どもの小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 学期に1回、担任と子どもが話をする機会を設け、子どもが教師に相談しやすい雰囲気づくりに努める。また、教師と子どもの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめ相談電話、刈谷市子ども相談センター等、外部の相談機関を紹介し、子どもが相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

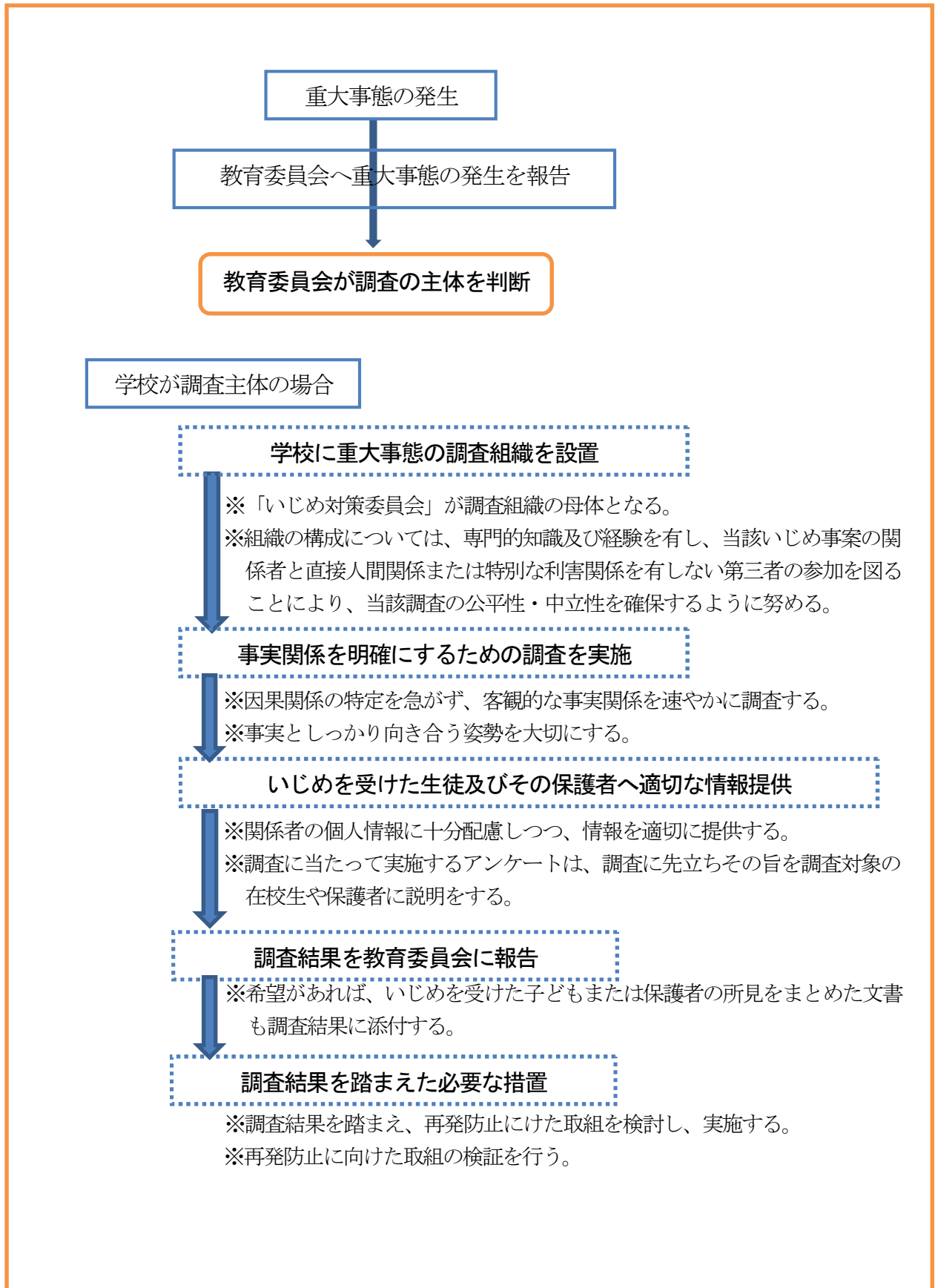
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価、及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会ではじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、子ども理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○学級開き	○いじめ相談窓口の子どもや保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での説明 ○授業参観 ○いじめ防止モニター会議
5月		○児童会いじめ対策啓発週間の取組 ○5年みどりの学校	○「いじめアンケート」 ○お話会	○家庭訪問 ○スクールガード結団式 ○学校評議員への学校行事・授業の公開 ○いじめ防止モニター会議
6月		○情報モラル指導（ネットモラル）		○学校参観 ○親子講演会 ○地域連携会議
7月			○「いじめアンケート」	○学区生活懇談会 ○個別懇談会 ○いじめ防止モニター会議
8月	○現職研修① 「ケーススタディ」			
9月		○運動会 ○いじめ問題について考える（学級活動）	○身体測定	○いじめ防止モニター会議
10月		○児童会いじめ対策啓発週間の取組 ○6年修学旅行	○「いじめアンケート」 ○お話会	○授業参観
11月		○友だちと仲良くしよう（学級活動）	○「いじめアンケート」	○地域連携会議
12月	○全教職員による「取評価アンケート」の実施→検証	○朝日っ子音楽祭 ○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動		○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○いじめ防止モニター会議
1月	○自己評価		○身体測定	
2月		○お世話になった人に感謝しよう（学活） ○命を大切にしよう（道徳）	○「いじめアンケート」 ○お話会	
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○ありがとう集会 ○同窓会入会式 ○友だちのがんばりを見つけよう（学級活動）		○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○小委員会の開催	○集会における校長講話 ○道徳、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○あいさつ運動 ○「よかったこと見つけ」 ○心のポストの活用	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○資源回収活動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。